解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

神戸市中央区港島中町四丁目一番一

財団法人神戸市開発管理事業団

代表清算人　笹井　徹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月三十日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

広島県呉市安浦町安登西五丁目二五番二六号

学校法人浄念寺学園

清算人　平谷　行則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月十三日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十四年八月二十三日徳島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

徳島県徳島市仲之町一丁目三七番地

学校法人渡辺学園

清算人　渡辺　博文

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年九月十八日大分県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

大分県豊後大野市緒方町滞迫二二六番地

清算法人傾山土地改良区

代表清算人　髙宮　正

第二十四期決算公告

平成二十四年七月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	三、四五六、六六七
固定資産	五八九、〇一七
合計	四、〇四五、六八五

負債及び純資産の部

流動負債	九六七、八三二
固定負債	四八一、四〇一
株主資本	二、五九七、四〇五
資本金	四〇八、五五三
資本剰余金	九三、七四八
資本準備金	九三、七四八
利益剰余金	二、〇九五、一〇四
利益準備金	五五、八九八
その他利益剰余金	二、〇三九、二〇五
評価・換算差額等	△九五三
その他有価証券評価差額金	△九五三
合計	四、〇四五、六八五
（注）当期純利益	二〇六、三五八

平成二十四年十月九日

東京都港区新橋六丁目一番一一号

株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　新家　俊英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区飯田字屋敷三六番地、最後の住所仙台市若林区荒井字神屋敷九六番地の二

被相続人　亡　鈴木　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル四階仙台そよかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊東　満彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市上桑島町二二四〇番地、最後の住所栃木県宇都宮市峰一丁目三〇番二号

被相続人　亡　坂寄トヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

栃木県宇都宮市住吉町一九番一二号

相続財産管理人　司法書士　伊東　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西巣鴨二丁目六六七番地、最後の住所東京都世田谷区南烏山一丁目二六番三号第二あけみ荘

被相続人　亡　椎名　良彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市子安町四丁目二二番、最後の住所東京都渋谷区代官山町一七番一―二二一号

被相続人　亡　石本　正廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

事務所東京都中央区銀座一丁目七番六号銀座河合ビル五階新都市総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県茅野市豊平三七八七番地、最後の住所東京都港区赤坂九丁目四番六号ハイム宮島二〇六　被相続人　亡　宮坂　一昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番地クリスタルビル五階宮崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大京町一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　折原　月子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区水元一丁目二八番地、最後の住所東京都足立区青井六丁目二〇番一五―三〇四号　被相続人　亡　永田フミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南千束一丁目四六番地、最後の住所東京都大田区上池台一丁目一五番二号　被相続人　亡　山﨑　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

東京都千代田区九段北四丁目三番二〇号九段フラワーホーム六階六〇三号室

相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

第60期決算公告　平成24年10月9日

仙台市若林区木ノ下二丁目13番24号

丸屋商事株式会社

代表取締役　薬師寺英敏

貸借対照表の要旨（平成24年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	189
	固定資産	2,061
	資産合計	2,251
負債及び純資産の部	流動負債	20,026
	固定負債	22,560
	負債合計	42,586
	株主資本	△40,334
	資本金	10,000
	資本剰余金	△50,334
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金（当期純損失）	△52,584
		(3,694)
	純資産合計	△40,334
	負債・純資産合計	2,251